

報道機関各位

長岡市教育委員会子ども未来部子ども政策課長



国の「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき 「物価高対応子育て応援手当」を支給

長岡市は、令和7年11月21日に閣議決定された「“強い経済”を実現する総合経済対策」を踏まえ、物価高の影響を受ける子育て世帯の負担軽減のため、児童1人につき2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

物価高対応子育て応援手当

1 支給対象者

次のいずれかに該当する児童の児童手当受給者（保護者のうち生計を維持する程度の高い人）かつ、基準日時点（令和7年9月30日*）に長岡市内に住民登録がある人

- ① 令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の児童手当の支給対象児童
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

*②は児童手当の認定日とする。

2 支給額

対象の児童一人につき2万円（所得制限なし、1回限り）

3 申請・支給方法

(1) 長岡市子ども政策課から児童手当を受給している場合

- ・ 申請は不要です。
- ・ ①の児童分は、1月19日（月）に支給額をお知らせする文書を送付し、2月13日（金）に児童手当の登録口座へ振り込みます。
- ・ ②の児童分は、順次、支給額と振込日をお知らせする文書を送付します。

(2) (1)に該当しない場合

（公務員で所属庁から児童手当を受給している場合など）

- ・ 申請が必要です。
- ・ 所属庁から配布される申請書を記入し、下記期限までに郵送または直接子ども政策課へ提出してください。
 - ①の児童分：令和8年3月31日（火）（消印有効）
 - ②の児童分：令和8年5月29日（金）（消印有効）
- ・ 手続きが完了し次第、指定の口座へ順次振り込みます。

問い合わせ：子ども政策課 松木
TEL 0258-39-2300